

4 学校における対応

(1) 校内の食物アレルギー対応に関する委員会を設置します。

学校における食物アレルギー対応は、文部科学省の学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方に基づき、組織的に行います。校長は、食物アレルギー対応について具体的な方針を策定したり、児童生徒の個別の取組プランや緊急時個別対応マニュアルを作成したり、研修会の企画をしたりするなど、全ての教職員が共通認識をもって食物アレルギー対応が実施できるように、校内の食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置し、学校全体で食物アレルギー対応に取り組むための体制を作ります。

P 16 参照

Q .34

校内の食物アレルギー対応に関する委員会の委員はどのような構成にするのですか？

A .34

委員構成の例は、次のとおりです。

- 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任
- 保健主事、養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員
- 学年主任、学級担任及び関係教職員
- 学校医

その他、必要に応じて、調理場関係者（共同調理場長、栄養教諭・学校栄養職員、調理員の代表）、教育委員会の担当者、保護者や主治医等を加えます。

Q .35

校内の食物アレルギー対応に関する委員会ではどのようなことを協議しますか？

A .35

校長を総括責任者として次のようなことを協議します。

- 食物アレルギー対応についての具体的な方針策定
- 食物アレルギー対応マニュアル作成
- 緊急時の対応の体制整備
- 学校給食における食物アレルギー対応の環境整備
- 食物アレルギー対応の申請があった児童生徒の「個別の取組プラン（案）」・「緊急時個別対応マニュアル」を検討・決定し、市町村に報告
- 食物アレルギー対応研修計画
- 全ての事故及びヒヤリハット事例の収集・対応策の検討をし、市町村に報告
- 食物アレルギー対応の評価と見直しの内容と方法及び時期
- 保護者や教職員からの食物アレルギー対応についての相談
- 医療機関や消防機関との連携

P 57-71・16 参照

(2) 食物アレルギー対応について各学校の具体的な方針を策定します。

県及び市町村の教育委員会の基本方針に基づいて、校長の指示のもと、学校における食物アレルギー対応の具体的な方針を策定します。

方針を策定する際は、学校給食以外の活動においても食物アレルギーが起こることを想定して検討します。

学校における食物アレルギー対応は医師の診断を基盤とし、保護者からの要望のみによる対応は行いません。

学校給食での対応については、児童生徒の実態や学校・調理場の能力・環境に応じ、市町村教育委員会の基本方針に基づいて、学校が個別・具体的な方針を策定することが重要です。

Q .36

食物アレルギー対応の方針にはどのような項目を盛り込むのですか？

A .36

食物アレルギー対応の方針に盛り込む項目の例は、次のとおりです。

- 食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活での管理や配慮
- 食物アレルギー対応の研修
- 学校給食における食物アレルギー対応
- 学校・調理場（単独調理場）の施設・人員等の環境整備

(3) 食物アレルギー対応マニュアルを作成します。

市町村の食物アレルギー対応マニュアルを基に、各学校における基本方針、誤食・誤飲・誤配を防止するためのルールを整備し、校内の食物アレルギー対応マニュアルを作成します。

学校給食については、調理場から教室までの受渡しの場所・方法、教室での対応等、調理場との連携を含め記載します。学校給食が共同調理場方式の場合は、共同調理場との連携を図るとともに、必要に応じて他の受配校とも連携した内容とします。

(4) 緊急時の対応の体制を整備し、危機管理マニュアルに食物アレルギー対応を組み入れます。

県及び市町村教育委員会や、学校医、主治医、医療機関及び消防機関と連携を図った緊急時の体制を整備し、県の手引や市町村のマニュアル等を基に、学校や調理場の状況を踏まえた上で、緊急時に円滑な対応ができるよう危機管理マニュアルに食物アレルギー対応を組み入れます。

P 59-63 参照

(5) 学校給食における食物アレルギー対応の環境を整えます。

給食の誤配・誤食防止のための掲示物の作成や人員の配置や、弁当持参の児童生徒の衛生面及び誤配防止のための設備等の環境を整えます。

誤食による食物エピペン®の保管や緊急時の対応のための環境を整えます。

P 27 参照

(6) 食物アレルギーに関する児童生徒の実態を把握します。

実態把握には、調査票等の書類と児童生徒や保護者と行う個別面談等によるものがあります。

保健調査票や「食物アレルギーに関する調査票」では、食物アレルギーの有無、食物アレルギーを有する場合は原因食品や状態を把握します。「食物アレルギー対応申請書」及び添付書類から、児童生徒の食物アレルギーの原因食品や症状、家庭における対応の程度、過去の症状出現状況、学校での留意点、学校への要望等について把握します。添付書類は、医師の記載による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び保護者からの「食物アレルギーの経過及び対応状況申告書」・「家庭における除去申告書」等があります。新1年生の場合には、入学前の通園施設と連携をとって実態把握します。

P 16 参照

Q .37

児童生徒の実態把握の調査や申請の受け付けをどの時期に行いますか？

A .37

実態把握のための調査や食物アレルギー対応の申請の受け付け時期は次のようになります。

○定期

- ・ 小学校入学時
- ・ 進級及び中学校入学時

4月からの学校生活に間に合うように、小学校新1年生は就学時健康診断時又は入学説明会等で食物アレルギーに関する調査を行い、申請を受けます。進級については前年度3学期に申請を受けます。中学校入学については、入学説明会等を活用し3月中に引継ぎをします。

小学校入学時の学校給食の対応は、学校及び調理場の状況により、開始時期を決定します。

○不定期

- ・ 新規発症及び診断時
- ・ 転入時

必要が生じた場合は迅速に対応できるように、年度途中での対応が必要となる場合の対応方法についても、校内の食物アレルギー対応マニュアルに明記しておきます。

(7) 保護者と学校、学校間等の連携を密にします。

保護者とは、個別面談で家庭における食生活の状況など詳細な情報を収集し、具体的な対応内容について十分に相互理解を図ります。

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校間で連携し、進学や転校等の場合にも、食物アレルギーを有する幼児児童生徒に関する情報(配慮事項等含む)を、進学先や転校先の学校と共有します。これにより、進学・転校当初のリスクを可能な限り減らすことができます。

また、学童保育等の学校の管理下にない場所とも、市町村のマニュアル等を基に児童生徒の安全が確保できるように連携します。

Q .38

個別面談の内容にはどのような例がありますか？

A .38

児童生徒の情報を詳細に把握するため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「食物アレルギーの経過及び対応状況申告書」、「家庭における除去申告書」を基に、次のような事項について面談を行い、「面談記録票（個人調査票）」を作成します。

なお、児童生徒の個人情報の取扱いには十分留意します。

- 食物アレルギーの原因食品、症状、家庭での対応等の状況
 - 緊急時における具体的な連絡先や連絡方法と対応
 - 食物アレルギーや緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度
 - 学校生活での様々な場面での具体的な状況を想定した対応の確認
- 学校給食を含め、学校で「対応できる内容」「対応できない内容」について、正確に伝え、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- 学級・学年・学校の児童生徒への周知と指導事項の確認

(8) 全ての教職員を対象に研修を実施します。

全ての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシー・アナフィラキシーショックの正しい知識をもって食物アレルギー対応を実施したり、アナフィラキシーショック発症時にエピペン®を適切に使用したりできるように、シミュレーションを取り入れるなど実践的な研修を定期的に実施します。

児童生徒がアナフィラキシーショックを発症する可能性は登下校中や様々な活動場面であることや給食の時間の対応は学級担任以外の教職員が行う場合もあること、学校給食の食物アレルギー対応において弁当持参の場合の弁当の取り扱い等、教職員が食物アレルギー対応を行う機会は様々にあることを考えた研修を実施します。

短時間勤務の教職員が研修に参加したり、全体研修の内容を把握したりできるようにすることも必要です。

P 65-68 参照

(9) 全ての事故・ヒヤリハット事例を市町村教育委員会へ報告します。

全ての教職員は、全ての事故及びヒヤリハット事例について、状況や原因について管理職に報告します。

学校給食を原因として起きた事故やヒヤリハット事例について調理場と状況や原因についての情報を共有します。

校長は、事故やヒヤリハット事例について、市町村教育委員会に報告します。

学校内で起こった事故やヒヤリハット事例について、校内の食物アレルギー対応に関する委員会において対策を検討し、事故防止の徹底に努めます。

P 69・105-109 参照

(10) 教職員の役割【例】

【校長】

- 学校における食物アレルギー対応の最高責任者として、県教育委員会・市町村教育委員会の基本方針の主旨を理解し、教職員に指導する。
- 校内の食物アレルギー対応に関する委員会を設置する。
- 食物アレルギーを有する児童生徒や保護者と、個別面談（マニュアルに定められた者が参加）を行う。
- 学校における食物アレルギー対応に関する委員会で、「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を決定し、市町村教育委員会に報告する。
- 市町村教育委員会が決定した「個別の取組プラン」及び「緊急時個別対応マニュアル」について保護者に通知する。（必要に応じて保護者への説明・協議への同席）

【保健主事】

- 校内の食物アレルギー対応に関する委員会を開催する。
- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。

【学級担任】

- 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒にを行い、食物アレルギーを有する児童生徒の実態を基に「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を作成する。
- 決定した「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を所定の場所に保管し、不在の際の対応に支障がないようにする。
- 給食の時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に行い、誤配膳や誤食を予防する。
- 楽しい給食の時間を過ごせるように配慮する。
- 食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。
- 給食の時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。
- 給食の時間終了後も児童生徒の体調の変化に注意する。
- 他の児童生徒に対しても、食物アレルギーを正しく理解できるよう指導する。

【養護教諭】

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握を行う。
- 学校において管理が必要な児童生徒の「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を立案する。
- 関係職員とともに保護者と個別面談し、学校における対応について確認する。
- 主治医、学校医、消防署等との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を確認する。
- 「個別の取組プラン（決定）」及び「緊急時個別対応マニュアル」をもとに、全教職員に共通理解を図り、緊急時の対応を確認する。
- 進学にあたり、食物アレルギーを有する児童生徒の実態や関連する情報を前年度中に引き継ぎができるように準備する。

【栄養教諭・学校栄養職員】

- 養護教諭と連携し、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を立案する。
- 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒にを行う。
- 食物アレルギー対応を考慮した学校給食の献立作成を行う。
- 安全な学校給食の提供環境を構築する。
- 学校給食において食物アレルギー対応が必要な児童生徒及び保護者への情報提供について、マニュアルに定められた対応が実施できるようにする。
- 栄養教諭は、食物アレルギーを有する児童生徒及び保護者に対して、個別的な栄養指導を行う。（学校栄養職員も状況に応じて栄養教諭に準じて行う。）

【教職員】

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態や、「個別の取組プラン」及び「緊急時個別対応マニュアル」の情報を共有する。
- 学級担任が不在のとき、サポートに入る際に、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒の状態や対応内容を把握し、学級担任と同じ対応ができるようにする。
- 部活動やクラブ活動等の指導の際にも、食物アレルギーを有する児童生徒の状態や対応内容を把握した対応ができようとする。
- 緊急時の対応ができるようにする。
- 食物アレルギーについての基礎知識をもつ。
- 給食の受取や配膳に関わる際には、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に行い、誤配膳や誤食を予防する。
- 弁当を預かる場合や、給食の献立変更等の連絡を受けた場合等は、マニュアルに従い、食物アレルギーを有する児童生徒が安全な学校生活を送ることができるようとする。

【調理員】

- 食物アレルギーについての基礎知識をもつ。
- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。
- 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。
- 作業工程表や作業動線図を確認して、安全な学校給食の調理を行う。

〈共同調理場〉

【共同調理場長】

- 調理場における食物アレルギー対応の責任者として、県教育委員会・市町村教育委員会の基本方針の主旨を理解し、調理場職員に指導する。
- 市町村教育委員会が決定した「個別の取組プラン」に基づいた学校給食における食物アレルギー対応を実施できるようとする。
- 調理場で発生した事故やヒヤリハットを市町村教育委員会へ報告する。